

新型コロナウイルスに感染・濃厚接触された方へ お買い物を支援します！

豊川市社会福祉協議会では、新型コロナウイルスの感染による自宅療養または濃厚接触による自宅待機を保健所から求められ、生活に必要な食料品や日用品等の調達にお困りの方に買い物をを行い自宅にお届けするサービスを行います。



◆対象となる方

下記のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 市内にお住まいの方
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染による自宅療養または濃厚接触による自宅待機を保健所から求められている方
- (3) ご家族や知人等から買い物支援を受けることが困難な方

◆利用期間

保健所から自宅療養または自宅待機を求められた期間（おおむね2週間程度）

◆利用料金

利用料金は無料ですが、購入する商品の代金、有料のレジ袋代金は実費負担となります。自宅待機期間終了後、速やかに社会福祉協議会へご連絡いただき、代金の精算を行ってください。

◆申し込み窓口

豊川市役所 福祉部 生活支援事業担当（介護高齢課内ですが、年齢に関係なく受付します）

電話：0533-89-3179

受付時間：平日9時～17時（祝祭日、年末年始を除きます）

◆事業に関するお問い合わせ

豊川市社会福祉協議会 ヘルパーステーション

電話：0533-88-7287



※提供されました個人情報とは当該事業以外の目的には使用いたしません。また個人情報の取り扱いにつきましては、厳重に管理し、細心の注意を払い取り扱います。

◆利用の流れ

1. お問い合わせ

まずは生活支援事業担当までご連絡ください。感染状況や生活の様子などの聞き取りを行います。サービスの利用を希望される場合は、介護高齢課から豊川保健所に利用希望者の照会を行った後、社会福祉協議会に連絡をします。

(連絡先：介護高齢課 生活支援事業担当 89-3179)

2. 申込内容の確認及び支援の申し込み

サービス内容の説明及び利用申し込みのため、社会福祉協議会から直接ご本人またはご家族へご連絡を致します。サービス利用にあたり「利用にあたっての注意事項」(下記の①～⑥)

についてご了承いただきました後、サービスを開始致します。

初回の購入物品依頼はその際にお伺い致します。利用中は直接の接触を避けるため、買い物支援に係る経費を社会福祉協議会が立て替えます。

3. 配達

購入物品は事前に指定いただいた場所(玄関先等)までお届けします。配達後に電話にてご連絡致しますので、速やかに回収をお願い致します。

※感染拡大防止のため直接接触しない方法での受け渡しとします。

※プライバシー保護を遵守し配達の際は社会福祉協議会の職員と判別されないよう工夫します。

4. 2回目以降の購入物品依頼

平日9時～17時までにご依頼ください(祝祭日、年末年始を除きます)。

配達ができる限り依頼日当日に行いますが、申し込みが15時以降及び業務の都合上、当日配達ができない場合は、翌日以降の平日(祝祭日、年末年始を除きます)に配達を行います。

(連絡先：豊川市社会福祉協議会 社協ヘルパーステーション 88-7287)

5. 利用申込書の提出・支払い

自宅療養・待機期間終了後、速やかに社会福祉協議会へご連絡いただき、利用申込書の提出と立替金の精算をお願いします。

(連絡先：豊川市社会福祉協議会 総務課 83-5211)

～利用にあたっての注意事項～

- ① 依頼できる商品は一般的な食品や日用品(大型商品等は不可)とします。
- ② 依頼できる回数は1週間に2回以内です。まとめ購入にご協力ください。(1回の購入金額は5,000円以内といたします)。
- ③ 購入店舗やブランド、銘柄等の指定はできません。利用者様のお住まい又は本会事務所近辺のスーパー、ドラッグストア1店舗で購入できる商品とします。
- ④ 一旦購入しました商品の交換、返品の対応はできません。
- ⑤ ご希望の商品がそろわない場合もございます。
- ⑥ 酒・たばこ等の嗜好品の購入依頼はお受けできません。

